

鞍手町中小企業振興審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鞍手町中小企業振興基本条例（平成30年鞍手町条例第18号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、鞍手町中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ次に掲げる事項について調査審議し、その結果を町長に答申するものとする。

- (1) 中小企業振興施策の調査研究及び提案に関すること。
- (2) 鞍手町中小企業活性化計画の実施状況に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 審議会は、10人以内の委員で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 中小企業の代表者
- (3) 金融・経済団体の代表者
- (4) 関係団体の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 地域住民の代表者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 会長は、専門的事項を調査及び研究させるため必要があると認めたときは、専門部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

(委員以外の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、審議会及び部会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会及び部会の庶務は、地域振興課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。